

# 保険証廃止に伴うマイナ保険証のご案内

## 従来の保険証での受診について

令和 6(2024)年 12 月 2 日以降、医療機関等の受診はマイナ保険証での受診が原則となりますが、お手元の「健康保険証」は令和 7(2025)年 12 月 1 日まで(最長1年間)、経過措置として従来どおり使用が可能です。

※令和 6 年 12 月 2 日以降は、紛失等の場合を含め健康保険証の発行が出来なくなります。

## マイナンバーカード(マイナ保険証)作成のお願い

令和 6 年 12 月 2 日以降新たに加入された方で「マイナ保険証」をお持ちでない方には『資格確認書』が発行されます。

『資格確認書』は、短期的な利用を想定した物で耐久性が低いことから「マイナ保険証」の作成、ならびに「マイナ保険証」での受診をお願いします。

※「マイナ保険証」とは、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録した物で、そのマイナンバーカードで医療機関の受診が可能になります。

◎マイナンバーカードをお持ちの方は、「マイナ保険証」対応医療機関または最寄のセブン銀行 ATM にて保険証利用の登録が可能です。

(セブン銀行) (<https://www.sevenbank.co.jp/personal/atm/mynumbercard.html>)

◎資格確認書について → [資格確認書 \(マイナ保険証以外の受診方法\) | デジタル庁](#)

## マイナンバーカードで受診するメリット

マイナンバーカードを保険証として利用することでいつもの通院が便利になるなど、様々な場面でメリットがあります。

1. マイナンバーカードを利用できる医療機関窓口での限度額以上の一時支払いの手続きが不要になります。(限度額適用認定証が不要)
2. データに基づく診療・薬の処方が受けられ、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクが減少します。
3. 薬や特定健診の情報がマイナポータルで閲覧できます。
4. 確定申告が簡単になります。
5. 転職等のライフイベント後でも、保険証としてずっと使えます

## ○マイナンバーカードをお持ちでない方（まずマイナンバーカードの発行が必要です）

マイナンバーカードの申請方法、受け取り方法は、デジタル庁、厚生労働省のサイトをご確認ください。

[申請・受取方法／申請状況確認 - マイナンバーカード総合サイト \(kojinbango-card.go.jp\)](https://www.kojinbango-card.go.jp)